【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

**第十四条の三の七**　法第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに法第二十七条の二十二の三第五項において読み替えて準用する法第二十七条の五に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　会社法第百十六条第一項、第四百六十九条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項若しくは第八百六条第一項の規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づき株券等に係る買付け等をする場合

二　その株券等が上場されている外国の金融商品取引所が所在する外国において、当該外国の法令の規定に基づき海外公開買付けにより買付け等をする場合

三　第十四条の三の五各号に掲げる者が第十二条第三号及び第四号に掲げる買付け等をする場合

四　第十四条の三の五各号に掲げる者が公開買付者以外の者の委託を受けて買付け等をする場合

五　第十四条の三の五各号に掲げる者が金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等をする場合

六　第十四条の三の五各号に掲げる者が、その有する上場株券等の売買に係るオプションを行使し、又はその付与していた上場株券等の売買に係るオプションが行使されることにより買付け等をする場合

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

**第十四条の三の七**　法第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに法第二十七条の二十二の三第五項において読み替えて準用する法第二十七条の五に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　会社法第百十六条第一項、第四百六十九条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項若しくは第八百六条第一項の規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づき株券等に係る買付け等をする場合

二　その株券等が上場されている外国の金融商品取引所が所在する外国において、当該外国の法令の規定に基づき海外公開買付けにより買付け等をする場合

三　第十四条の三の五各号に掲げる者が第十二条第三号及び第四号に掲げる買付け等をする場合

四　第十四条の三の五各号に掲げる者が公開買付者以外の者の委託を受けて買付け等をする場合

五　第十四条の三の五各号に掲げる者が金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等をする場合

六　第十四条の三の五各号に掲げる者が、その有する上場株券等の売買に係るオプションを行使し、又はその付与していた上場株券等の売買に係るオプションが行使されることにより買付け等をする場合

（改正前）

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

**第十四条の三の七**　法第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに法第二十七条の二十二の三第五項において読み替えて準用する法第二十七条の五に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　会社法第百十六条第一項、第四百六十九条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項若しくは第八百六条第一項の規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づき株券等に係る買付け等をする場合

二　その株券等が上場されている外国の証券取引所が所在する外国において、当該外国の法令の規定に基づき海外公開買付けにより買付け等をする場合

三　第十四条の三の五各号に掲げる者が第十二条第三号及び第四号に掲げる買付け等をする場合

四　第十四条の三の五各号に掲げる者が公開買付者以外の者の委託を受けて買付け等をする場合

五　第十四条の三の五各号に掲げる者が証券取引所又は証券業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等をする場合

六　第十四条の三の五各号に掲げる者が、その有する上場株券等の売買に係るオプションを行使し、又はその付与していた上場株券等の売買に係るオプションが行使されることにより買付け等をする場合

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】

（改正後）

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

**第十四条の三の七**　法第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに法第二十七条の二十二の三第五項において読み替えて準用する法第二十七条の五に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　会社法第百十六条第一項、第四百六十九条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項若しくは第八百六条第一項の規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づき株券等に係る買付け等をする場合

二　その株券等が上場されている外国の証券取引所が所在する外国において、当該外国の法令の規定に基づき海外公開買付けにより買付け等をする場合

三　第十四条の三の五各号に掲げる者が第十二条第三号及び第四号に掲げる買付け等をする場合

四　第十四条の三の五各号に掲げる者が公開買付者以外の者の委託を受けて買付け等をする場合

五　第十四条の三の五各号に掲げる者が証券取引所又は証券業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等をする場合

六　第十四条の三の五各号に掲げる者が、その有する上場株券等の売買に係るオプションを行使し、又はその付与していた上場株券等の売買に係るオプションが行使されることにより買付け等をする場合

（改正前）

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

**第十四条の三の七**　法第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに法第二十七条の二十二の三第五項において読み替えて準用する法第二十七条の五に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　会社法第百十六条第一項、第四百六十九条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項若しくは第八百六条第一項の規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づき株式等に係る買付け等をする場合

（二　新設）

二　第十四条の三の五各号に掲げる者が第七条第二項各号に掲げる買付け等をする場合

三　第十四条の三の五各号に掲げる者が公開買付者以外の者の委託を受けて買付け等をする場合

四　第十四条の三の五各号に掲げる者が証券取引所又は証券業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等をする場合

五　第十四条の三の五各号に掲げる者が、その有する上場株券等の売買に係るオプションを行使し、又はその付与していた上場株券等の売買に係るオプションが行使されることにより買付け等をする場合

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】

（改正後）

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

**第十四条の三の七**　法第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに法第二十七条の二十二の三第五項において読み替えて準用する法第二十七条の五に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　会社法第百十六条第一項、第四百六十九条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項若しくは第八百六条第一項の規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づき株式等に係る買付け等をする場合

二　第十四条の三の五各号に掲げる者が第七条第二項各号に掲げる買付け等をする場合

三　第十四条の三の五各号に掲げる者が公開買付者以外の者の委託を受けて買付け等をする場合

四　第十四条の三の五各号に掲げる者が証券取引所又は証券業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等をする場合

五　第十四条の三の五各号に掲げる者が、その有する上場株券等の売買に係るオプションを行使し、又はその付与していた上場株券等の売買に係るオプションが行使されることにより買付け等をする場合

（改正前）

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

**第十四条の三の七**　法第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに法第二十七条の二十二の三第五項において読み替えて準用する法第二十七条の五に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　商法第二百四十五条ノ二第一項、第三百四十九条第一項若しくは第四百八条ノ三第一項若しくは有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第六十四条ノ二第一項の規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づく買付け等をする場合

二　第十四条の三の五各号に掲げる者が第七条第二項各号に掲げる買付け等をする場合

三　第十四条の三の五各号に掲げる者が公開買付者以外の者の委託を受けて買付け等をする場合

四　第十四条の三の五各号に掲げる者が証券取引所又は証券業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等をする場合

五　第十四条の三の五各号に掲げる者が、その有する上場株券等の売買に係るオプションを行使し、又はその付与していた上場株券等の売買に係るオプションが行使されることにより買付け等をする場合

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】

（改正後）

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

**第十四条の三の七**　法第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに法第二十七条の二十二の三第五項において読み替えて準用する法第二十七条の五に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　商法第二百四十五条ノ二第一項、第三百四十九条第一項若しくは第四百八条ノ三第一項若しくは有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第六十四条ノ二第一項の規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づく買付け等をする場合

二　第十四条の三の五各号に掲げる者が第七条第二項各号に掲げる買付け等をする場合

三　第十四条の三の五各号に掲げる者が公開買付者以外の者の委託を受けて買付け等をする場合

四　第十四条の三の五各号に掲げる者が証券取引所又は証券業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等をする場合

五　第十四条の三の五各号に掲げる者が、その有する上場株券等の売買に係るオプションを行使し、又はその付与していた上場株券等の売買に係るオプションが行使されることにより買付け等をする場合

（改正前）

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

**第十四条の三の六**　法第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに法第二十七条の二十二の三第五項において読み替えて準用する法第二十七条の五に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　商法第二百四十五条ノ二第一項、第三百四十九条第一項若しくは第四百八条ノ三第一項若しくは有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第六十四条ノ二第一項の規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づく買付け等をする場合

二　第十四条の三の四各号に掲げる者が第七条第二項各号に掲げる買付け等をする場合

三　第十四条の三の四各号に掲げる者が公開買付者以外の者の委託を受けて買付け等をする場合

四　第十四条の三の四各号に掲げる者が証券取引所又は証券業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等をする場合

五　第十四条の三の四各号に掲げる者が、その有する上場株券等の売買に係るオプションを行使し、又はその付与していた上場株券等の売買に係るオプションが行使されることにより買付け等をする場合

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】 （改正なし）

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】 （改正なし）

【平成15年6月27日 政令第289号】 （改正なし）

【平成15年6月25日 政令第280号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 政令第231号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第117号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第116号】 （改正なし）

【平成14年12月6日 政令第363号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第177号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第176号】 （改正なし）

【平成14年3月31日 政令第120号】 （改正なし）

【平成14年3月27日 政令第69号】 （改正なし）

【平成14年3月20日 政令第50号】

（改正後）

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

**第十四条の三の六**　法第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに法第二十七条の二十二の三第五項において読み替えて準用する法第二十七条の五に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　商法第二百四十五条ノ二第一項、第三百四十九条第一項若しくは第四百八条ノ三第一項若しくは有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第六十四条ノ二第一項の規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づく買付け等をする場合

二　第十四条の三の四各号に掲げる者が第七条第二項各号に掲げる買付け等をする場合

三　第十四条の三の四各号に掲げる者が公開買付者以外の者の委託を受けて買付け等をする場合

四　第十四条の三の四各号に掲げる者が証券取引所又は証券業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等をする場合

五　第十四条の三の四各号に掲げる者が、その有する上場株券等の売買に係るオプションを行使し、又はその付与していた上場株券等の売買に係るオプションが行使されることにより買付け等をする場合

（改正前）

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

**第十四条の三の六**　法第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに法第二十七条の二十二の三第五項において読み替えて準用する法第二十七条の五に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　商法第二百四十五条ノ二、第三百四十九条第一項若しくは第四百八条ノ三第一項若しくは有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第六十四条ノ二第一項の規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づく買付け等をする場合

二　第十四条の三の四各号に掲げる者が第七条第二項各号に掲げる買付け等をする場合

三　第十四条の三の四各号に掲げる者が公開買付者以外の者の委託を受けて買付け等をする場合

四　第十四条の三の四各号に掲げる者が証券取引所又は証券業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等をする場合

五　第十四条の三の四各号に掲げる者が、その有する上場株券等の売買に係るオプションを行使し、又はその付与していた上場株券等の売買に係るオプションが行使されることにより買付け等をする場合

【平成14年3月1日 政令第37号】 （改正なし）

【平成13年12月5日 政令第389号】 （改正なし）

【平成13年9月21日 政令第311号】 （改正なし）

【平成13年9月19日 政令第308号】 （改正なし）

【平成13年9月12日 政令第295号】

（改正後）

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

**第十四条の三の六**　法第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに法第二十七条の二十二の三第五項において読み替えて準用する法第二十七条の五に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　商法第二百四十五条ノ二、第三百四十九条第一項若しくは第四百八条ノ三第一項若しくは有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第六十四条ノ二第一項の規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づく買付け等をする場合

二　第十四条の三の四各号に掲げる者が第七条第二項各号に掲げる買付け等をする場合

三　第十四条の三の四各号に掲げる者が公開買付者以外の者の委託を受けて買付け等をする場合

四　第十四条の三の四各号に掲げる者が証券取引所又は証券業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等をする場合

五　第十四条の三の四各号に掲げる者が、その有する上場株券等の売買に係るオプションを行使し、又はその付与していた上場株券等の売買に係るオプションが行使されることにより買付け等をする場合

（改正前）

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

**第十四条の三の六**　法第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに法第二十七条の二十二の三第五項において読み替えて準用する法第二十七条の五に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　商法第二百四十五条ノ二、第三百四十九条第一項若しくは第四百八条ノ三第一項若しくは有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第六十四条ノ二第一項の規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づく買付け等をする場合

（二　新設）

二　第十四条の三の四各号に掲げる者が公開買付者以外の者の委託を受けて買付け等をする場合

三　第十四条の三の四各号に掲げる者が証券取引所又は証券業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等をする場合

四　第十四条の三の四各号に掲げる者が、その有する上場株券等の売買に係るオプションを行使し、又はその付与していた上場株券等の売買に係るオプションが行使されることにより買付け等をする場合

【平成13年9月5日 政令第285号】 （改正なし）

【平成13年5月30日 政令第189号】 （改正なし）

【平成13年3月30日 政令第135号】 （改正なし）

【平成13年3月16日 政令第51号】 （改正なし）

【平成13年2月9日 政令第28号】 （改正なし）

【平成13年1月4日 政令第4号】 （改正なし）

【平成12年12月27日 政令第548号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第483号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第482号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第340号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第339号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第303号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第244号】 （改正なし）

【平成12年3月23日 政令第86号】 （改正なし）

【平成12年2月16日 政令第37号】 （改正なし）

【平成11年9月29日 政令第301号】 （改正なし）

【平成10年12月15日 政令第393号】 （改正なし）

【平成10年11月20日 政令第369号】

（改正後）

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

**第十四条の三の六**　法第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに法第二十七条の二十二の三第五項において読み替えて準用する法第二十七条の五に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　商法第二百四十五条ノ二、第三百四十九条第一項若しくは第四百八条ノ三第一項若しくは有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第六十四条ノ二第一項の規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づく買付け等をする場合

二　第十四条の三の四各号に掲げる者が公開買付者以外の者の委託を受けて買付け等をする場合

三　第十四条の三の四各号に掲げる者が証券取引所又は証券業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等をする場合

四　第十四条の三の四各号に掲げる者が、その有する上場株券等の売買に係るオプションを行使し、又はその付与していた上場株券等の売買に係るオプションが行使されることにより買付け等をする場合

（改正前）

（公開買付けによらないで買付けができる場合）

**第十四条の三の六**　法第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに法第二十七条の二十二の三第五項において読み替えて準用する法第二十七条の五に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　商法第二百四十五条ノ二、第三百四十九条第一項若しくは第四百八条ノ三第一項若しくは有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第六十四条ノ二第一項の規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づく買付けをする場合

二　第十四条の三の四各号に掲げる者が公開買付者以外の者の委託を受けて買付けをする場合

三　第十四条の三の四各号に掲げる者が証券取引所又は証券業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けをする場合

（四　新設）

【平成10年11月4日 政令第357号】 （改正なし）

【平成10年10月22日 政令第338号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 政令第320号】 （改正なし）

【平成10年8月21日 政令第280号】 （改正なし）

【平成10年5月27日 政令第184号】 （改正なし）

【平成9年12月25日 政令第383号】 （改正なし）

【平成9年12月19日 政令第372号】 （改正なし）

【平成9年5月1日 政令第170号】 （改正なし）

【平成6年12月28日 政令第420号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第303号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第301号】

（改正後）

（公開買付けによらないで買付けができる場合）

**第十四条の三の六**　法第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに法第二十七条の二十二の三第五項において読み替えて準用する法第二十七条の五に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　商法第二百四十五条ノ二、第三百四十九条第一項若しくは第四百八条ノ三第一項若しくは有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第六十四条ノ二第一項の規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づく買付けをする場合

二　第十四条の三の四各号に掲げる者が公開買付者以外の者の委託を受けて買付けをする場合

三　第十四条の三の四各号に掲げる者が証券取引所又は証券業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けをする場合

（改正前）

（新設）